

平成24年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年2月29日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

5番 正木 文男	6番 笠井 高章
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸
農業委員会局長 森本 浩幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 発委第 1 号 阿波市議会の議決すべき事件を定める条例について

日程第 5 議案第 1 号 平成 23 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 6 議案第 2 号 平成 23 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 7 議案第 3 号 平成 23 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 8 議案第 4 号 平成 24 年度阿波市一般会計予算について

日程第 9 議案第 5 号 平成 24 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 10 議案第 6 号 平成 24 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 11 議案第 7 号 平成 24 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 12 議案第 8 号 平成 24 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 13 議案第 9 号 平成 24 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第 14 議案第 10 号 平成 24 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 15 議案第 11 号 平成 24 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 16 議案第 12 号 平成 24 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 17 議案第 13 号 平成 24 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 18 議案第 14 号 阿波市ふるさと応援基金条例の制定について

日程第 19 議案第 15 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例の制定について

- 日程第20 議案第16号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 阿波市立保育所条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第27 議案第23号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 阿波市国土利用計画について
- 日程第29 議案第25号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第26号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第27号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第28号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第29号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第30号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第31号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第32号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第33号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第34号 阿波市道路線の認定について
- 日程第39 議案第35号 阿波市道路線の変更について
- 追加日程第1 議案第36号 第1次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第40 請願第1号 阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求める請願

午前10時00分 開会

○議長（吉田 正君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成24年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議長会関係会議の概要を報告いたします。

1月18日に、徳島県市議会議員研修会が徳島市において開催され、14名の議員とともに出席をしました。関西大学社会安全科学部長河田恵昭氏により、南海地震と津波の見直しについての講演があり、改めて防災の大切さを学びました。

続いて、2月6日に、全国市議会議長会第143回産業経済部委員会が東京都において開催され、出席をしました。水産業をめぐる現状と課題について、森林・林業基本計画について等、関係省庁の担当課により説明を受け、その後本委員会要望結果の内容について、次年度委員会への申し送り事項、今後の運営について等、協議をいたしました。

次に、組合会議関係についてをご報告申し上げます。

去る12月26日、徳島中央広域連合議会定例会と中央広域環境施設組合議会定例会がそれぞれ開催され、出席をいたしました。

また、成人式や出初め式ほか、各種会合にも出席をいたしております。

以上の件の詳細については、議会事務局に關係書類を保管していますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から、平成23年11月、12月、平成24年1月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長あてに提出されております。關係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧いただきますようお願いします。

次に、11月22日開催された議会運営委員会以降に受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりであります。よろしく願いいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり議案等の提出通知がありましたので、ご報告をしておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田 正君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、5番正木文男君、6番笠井高章君の両名を指名いたします。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

○議長（吉田 正君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月22日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉川議会運営委員長。

○議会運営委員長（吉川精二君） おはようございます。

議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果についてをご報告申し上げます。

平成24年度第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月22日午前10時より第1委員会室において、議会側から正副議長及び委員8名全員、理事者側から市長、副市長、政策監、総務部長、担当職員の出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議いたしました結果、本日より3月19日月曜日までの20日間を決定いたしました。

なお、議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定をいたしております。

次に、3月7日水曜日の本会議は、午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定をいたしております。3月8日木曜日午前10時に開会し一般質問、3月9日金曜日午前10時に開会し一般質問、その後議案に対するの質疑を受け付け、委員会へ付託を予定をいたしております。

次に、3月12日月曜日総務常任委員会、3月13日火曜日産業建設常任委員会、3月14日水曜日文教厚生常任委員会をいずれも午前10時の開会を予定をいたしております。3月19日月曜日は午前10時より本会議を開会し、各常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定をいたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、3月1日明日木曜日の正午とな

っております。

円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者側のご協力をよろしくお願ひし、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（吉田 正君） 委員長報告が終わりました。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月19日までの20日間とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって会期を本日から3月19日までの20日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（吉田 正君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日、平成24年第1回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中にもかかわりませずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たり、新年度予算を中心に市政の重要課題等についてご報告申し上げ、議員各位を初め市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、平成24年度当初予算についてであります。

国においては、平成24年度予算編成の基本方針として、東日本大震災からの復興に全力を尽くすとともに、新成長戦略に定められた取り組みを加速・強化していくために、平成24年度を日本再生元年と位置づけ、持続可能で活力ある地域社会を構築するとしており、雇用、人材育成、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計など、さまざまな分野で経済成長を目指すとともに、財政健全化を推進させるため、財政運営戦略を着実に実現していくことが最重要であるとしております。

次に、地方財政への対応として、地域主権改革を尊重し、地方の安定した財源確保のため、通常収支分と東日本大震災分を区分しており、社会保障関係費の自然増や地域経済の

基盤強化などに対応する財源を含め、地方の一般財源総額について実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保することを基本として対応を行うこととしております。

また、現在、国会において審議されております年金や医療費等の財源及び負担の世代間格差を含んだ社会保障と税の一体改革の動向にも注視しているところであります。

現在、本市の財政状況は、合併に係る財政支援措置の有効活用や積極的な行財政改革の推進に加え、地域主権改革に配慮した地方交付税の増額などの要因により、比較的安定した状態となっておりますが、全国的に世界最速とも言われる速度で少子・高齢化が進む中、さまざまな社会保障費の増加が見込まれるなど、自主財源が乏しく、依存財源に頼らざるを得ない本市の財政構造において、今後の見通しは依然として厳しいものがあります。

こうした状況を踏まえ、本市の平成24年度の当初予算編成においては、前年度以上に限られた財源の有効活用を図るため、第2次集中改革プランによる行財政改革を継続するとともに、新年度予算の編成方針の中で、市民が幸せを実感でき、いつまでも住み続けたいと思える、安全で安心な、魅力、活力のあるまちづくりを目指して予算要求するよう強く指示いたしました。

そのためには、第1次阿波市総合計画並びに第2次阿波市行財政改革大綱及び第2次集中改革プランを基本とし、平成21年から農業振興、子育て、福祉等各分野ごとに策定した具体的計画に沿って、現場から市民ニーズの変化を察知し、各部局が連携したソフト事業とハード事業の調和のとれた施策の展開を図ることといたしております。とりわけ、市民と協働の新規事業づくりにおいては、事業内容を十分に精査し、スクラップ・アンド・ビルドの手法を活用しながら、一石二鳥を目指した、スピード感を持った予算編成を実施することに配慮いたしております。

平成24年度一般会計予算の総額は166億3,840万円であり、前年度に比べ、7億7,960万円、率にして4.5%の減少となっております。また、8件の特別会計については、総額で97億6,979万9,000円となっております。

次に、平成24年度に新たに取り組む事業概要のご説明をいたしたいと思っております。

まず、ハードとソフトの両面から展開していく事業として学校給食センターがあり、ソフト事業として、施設建設後の食材の安定供給体制の構築を図るための具体的計画の策定業務を実施し、ハード事業としては、調査及び設計業務を実施いたします。

現在の進捗状況といたしましては、本年2月3日に、事業認定業務に係る本申請書を県

に提出したところで、近く県の事業認定告示予定であり、告示後には税務署との事前協議を行い、その後用地交渉に着手したいと考えております。

また、就学前の子供に切れ目のないサービスが提供できるよう、八幡地区幼・保連携施設整備事業を実施いたします。また、平成25年度からは、一条地区幼・保連携施設整備事業も実施予定といたしております。

次に、昨年の東日本大震災を踏まえ、阿波市の実情に合わせた防災・減災事業を推進いたしたいと思っております。代表的なものとして、ため池減災利活用計画策定事前調査業務、災害時対策井戸水等検査事業、地域防災力活性化推進事業を実施するとともに、災害時において、被災者の生活に必要な備蓄品について、新年度から3カ年で整備いたします。

次に、農業の新たな担い手の育成を目的とした地域農業マスタープラン作成事業、新たに農業に取り組む青年就農者を支援する新規就農総合支援事業や農地集積協力金事業を実施し、県下一の農業地帯ではぐくまれる活力ある阿波市農業の実施に努めます。

また、インターネットを利用して阿波市の観光情報を発信するとともに、大規模農道を中心に、年次的に桜、あんず、もみじなど市民と協働で植樹し、あわせて新庁舎周辺を観光拠点として位置づけた面的整備計画を策定する、やすらぎ空間発信事業を実施いたします。

次に、安全・安心のまちづくりとして、阿波市国民健康保険加入者のうち一定年齢の方を対象に人間ドック受診推進事業を実施します。

生活基盤の充実したまちづくりとして、市内の情報網基盤として不可欠なケーブルネットワーク施設の維持更新事業、市営住宅長寿命化計画に沿った地域住宅支援事業も実施いたしたいと思っております。

また、新年度に徳島県において第27回国民文化祭が開催され、本市も御所のたらいうどんを活用して事業を展開し、県内外にPRいたします。

次に、継続事業として、学校教育施設の耐震整備事業におきましては、地震補強にあわせて、特に大規模改修事業を実施しており、安全性に加え、学びやすい環境づくりに配慮しております。新年度は、繰越事業も合わせて、阿波中学校を含む2カ所の施設整備と4小学校の設計業務を実施し、平成24年度末には市内の小・中学校の耐震化率が約83%となる予定であります。

このほか、小学校修了年度までの乳幼児等医療費助成事業やワクチン接種事業、また今

年度から実施した活力ある阿波市農業振興事業、幹線道路だけでなく、生活道路も含めた市道整備事業等、市民ニーズや生活に配慮した予算編成を行ったところであります。

以上が新年度予算についての概要ですが、市民サービスを最優先に考え、将来を見据えた中・長期視点による協働・創造・自立のまちづくりを理念に、本市の将来像であります「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」に向かって着実に施策を推進してまいりますので、議員の皆様には格別のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、新庁舎及び交流防災拠点施設建設事業についてであります。昨年来より協議を進めておりました事業認定につきましては、去る1月13日に、認定庁であります徳島県より事業の認定通知を受け、これにより事業認定に係るすべての申請手続きが完了いたしました。また、事業認定取得後、税務署との間において土地譲渡所得の特別控除が受けられるよう事前協議を重ねておりましたが、去る2月8日に税務協議が整ったところでございます。

今後におきましては、道路と関連事業との調整を図りながら、用地交渉をスムーズに進め、一日も早い用地取得に向けて全力を注いでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、市民のための庁舎、市民が親しみを持てる庁舎とするため、昨年の9月に市民参加により新庁舎建設基本設計市民アドバイザー会議を設置いたしました。この会議では、市民の皆様が利用する機会の多い窓口機能、市民交流機能など共用空間部分について市民の視線から見た活発なご意見やご提案をいただいております。報告書の内容につきましては、新庁舎及び交流防災拠点施設の基本設計の策定に当たって十分尊重してまいりたいと考えております。

次に、久勝保育所の指定管理事業についてであります。阿波市保育所・児童館・放課後児童クラブ指定管理者制度導入等検討委員会より、指定管理者制度の阿波市立保育所への導入についての答申書が平成22年2月に提出されております。その後の公営施設民営化特別委員会等における論議を踏まえ、昨年9月から保育所の保護者を対象に説明会、アンケート調査を実施するとともに、去る2月2日には保護者説明会を開催し、保護者とさまざまな意見交換を行いました。その結果、今後久勝保育所には、指定管理者制度を導入する際、保護者会の意見も取り入れながら進めていくことで一定の理解が得られたものと考えており、今定例会に関連議案も提出いたしております。今後、新年度に入り、指定管

理者の公募、選定等本格的に事業展開を行っていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、善入寺島についてであります。昨年のたび重なる台風の豪雨等により水位が急上昇し、阿波市にも多くの耕作者がいる善入寺島の剣先において護岸の崩壊、あるいは占用耕作地へ土砂が流出入するなど、農地や農作物に甚大な被害をもたらしました。この一日も早い復旧と優良農地の再生を願い、阿波市、吉野川市、吉野川善入寺土地改良区及び麻名用水土地改良区が一丸となり、国土交通省四国整備局、徳島河川国道事務所、また11月には上京いたしまして国土交通省へと、私も先頭に立ち要望を重ねた結果、国において早期に復旧工事が採択され、既に一部の工事が着手しておりますので、ご報告申し上げます。この地は阿波市の宝島、本市が誇る野菜の一大生産地でありますので、一日も早く工事が完了し、皆様が安心して耕作できるよう期待しております。

次に、各種会合などへの出席についてご報告をいたします。

昨年12月22日には、四国横断線（一般国道193号線、主要地方道志度山川線）改良促進期成同盟の副会長として、今後の道路整備の財源確保、地域の実情に応じた社会資本整備総合交付金と同等以上の道路整備支援の拡充・継続を国土交通省四国地方整備局に要望いたしました。

また、今年1月25日には、東京都の全国都市会館において全国市長会が開催され、各省庁より新年度の予算に関する説明が行われました。詳細につきましては、今後の国の施策及び予算に関する提言についての報告等でございます。

次に、1月31日には、国土交通省四国地方整備局主催により、高松で開催された四国防災トップセミナーに、四国内の市町村長とともに出席をいたしました。「大規模災害の被災地から減災を考える。津波・山津波から地域の防災力向上に向けて」をメインテーマとして、実際に東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県名取市長、仙台空港があるところですが、市長の佐々木氏並びに東京農工大学大学院の石川教授の基調講演を受けた後、災害発生時の対応などについて意見交換を行いました。

講演の中で、名取市の佐々木市長は、震災直後の市内の写真を示しながら、初動体制や対応を詳しく話されました。地震、津波でデジタル防災行政無線が故障して、津波到来を市民に確実に伝えられなかったことに触れ、大災害時には、モーターで鳴るサイレンあるいはラジオ、テレビなどのハイテクではなく、ローテクの情報手段が有効である、ローテク以外にないと訴えておりました。また、被災者の情報を自治体が一元的に収集・管理す

る難しさなど、被災に備えて検討しておくべき課題を涙ながらに語られ、最後に住民の命を守れる町に立て直したいと決意表明いたしておりました。震災後の情報伝達の方法、ハイテクではなく、本当に必要だったのは、コピーの紙だったようです。本市においても、実情に応じた、市民が安全・安心で暮らせる防災・減災計画の再検討及び各種対策を早急に講じる必要性を痛感いたしましたところではあります。

以上、ご報告申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつと行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 市長の報告が終わりました。

~~~~~

#### 日程第4 発委第1号 阿波市議会の議決すべき事件を定める条例について

○議長（吉田 正君） 次に、日程第4、発委第1号阿波市議会の議決すべき事件を定める条例について議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長吉川精二君。

○議会運営委員長（吉川精二君） 議長の命を受け、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が施行され、同法第2条第4項の市町村における基本構想の策定に関する規定が削除されました。基本構想の策定に関しては、法律上の義務づけがなくなりましたが、基本構想は市の将来に関する重要事項であります。これまでのとおり、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想については、議会の議決すべき事件とすることを定めるものであります。

議員各位におかれましては、本案を慎重に審議の上、ご賛同くださりますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。

発委第1号阿波市議会の議決すべき事件を定める条例についてを採決いたします。

発委第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

暫時小休いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第36号第1次阿波市総合計画基本構想の変更についての議案が提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

日程第 5 議案第 1号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 6 議案第 2号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 7 議案第 3号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 8 議案第 4号 平成24年度阿波市一般会計予算について

日程第 9 議案第 5号 平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 10 議案第 6号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 11 議案第 7号 平成24年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 12 議案第 8号 平成24年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算に

ついて

- 日程第 13 議案第 9号 平成24年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第10号 平成24年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 15 議案第11号 平成24年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 16 議案第12号 平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 17 議案第13号 平成24年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 18 議案第14号 阿波市ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 19 議案第15号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第16号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第17号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第18号 阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第19号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第20号 阿波市立保育所条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第21号 集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第22号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 27 議案第23号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第24号 阿波市国土利用計画について
- 日程第 29 議案第25号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第26号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第27号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第28号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第29号 土成保健センターの指定管理者の指定について

日程第 34 議案第30号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 35 議案第31号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について

日程第 36 議案第32号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について

日程第 37 議案第33号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について

日程第 38 議案第34号 阿波市道路線の認定について

日程第 39 議案第35号 阿波市道路線の変更について

追加日程第1 議案第36号 第1次阿波市総合計画基本構想の変更について

○議長（吉田 正君） 日程第5、議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第39、議案第35号阿波市道路線の変更についてまでと追加日程第1、議案第36号第1次阿波市総合計画基本構想の変更についての計36件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、補正予算案件3件、当初予算案件10件、条例案件10件、その他案件13件の計36件であります。

まず、議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億6,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億9,030万円とするものです。

次に、議案第2号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,460万7,000円とするものです。

次に、議案第3号平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億175万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,010万2,000円とするものです。

次に、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ166億3,840万円とするものです。

次に、議案第5号平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,683万8,000円とするものです。

次に、議案第6号平成24年度阿波市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,988万3,000円とするものです。

次に、議案第7号平成24年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,526万1,000円とするものです。

次に、議案第8号平成24年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,285万3,000円とするものです。

次に、議案第9号平成24年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115万円とするものです。

次に、議案第10号平成24年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216万円とするものです。

次に、議案第11号平成24年度阿波市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,637万2,000円とするものです。

次に、議案第12号平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ528万2,000円とするものです。

次に、議案第13号平成24年度阿波市水道事業会計予算については、収益的収入6億4,772万6,000円、収益的支出6億4,336万2,000円、資本的収入1億505万5,000円、資本的支出3億5,714万5,000円とするものです。

次に、議案第14号阿波市ふるさと応援基金条例の制定については、本市に募られるふるさと納税を活力あるふるさとづくり推進事業の財源として、より有効活用を図るため基金条例を制定するものです。

次に、議案第15号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方自治体の条例制定権が拡大されたことに伴い、本市の財産、廃棄物、市立図書館、市営住宅等に関する条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第16号阿波市税条例の一部改正については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の施行に伴い、市税条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第17号阿波市手数料徴収条例の一部改正については、本年4月より中央広域環境施設組合における一般廃棄物の取り扱いが一部変更されることにより、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第18号阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、条例の制定を行うものです。

次に、議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正については、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、阿波市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定委員会の答申を受け、介護保険料率の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第20号阿波市立保育所条例の一部改正については、本市の市立保育所の管理運営について、指定管理者制度を導入することができるよう条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第21号集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、県道改良工事に伴う阿波一徳構造改善センターの移転により所在地等の変更が生じ、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第22号阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正については、平成23年度の管理センターの解体工事実施及び平成24年度からの指定管理者の変更に伴い、条例の全部改正を行うものです。

次に、議案第23号阿波市奨学金交付条例の一部改正については、高等学校の授業料無償化に伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第24号阿波市国土利用計画については、国土利用計画法第8条の規定に基づき、国土の利用に関する全国計画及び県計画を基本とし、かつ第1次阿波市総合計画基本構想に即して策定し、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第25号吉野地域福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第33号阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定についてまでの9議案につきましては、それぞれの施設について、現在の指定管理期間が平成24年3月31日で終了するため、次期指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第34号阿波市道路線の認定について及び議案第35号阿波市道路線の変更については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものです。

また、先ほど追加提案いたしました議案第36号第1次阿波市総合計画基本構想の変更については、平成18年度に基本構想と前期基本計画から成る総合計画を策定いたしました。計画後5年目に、今日の社会情勢、市民ニーズ、市の財政状況等を考慮しながら、阿波市総合計画審議会より答申を受けて、第1次阿波市総合計画基本構想の変更について議会の議決をお願いするものであります。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等からご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について。

平成23年度阿波市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億6,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億9,030万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によります。

今回の補正予算につきましては、主なものは、小・中学校の施設整備事業費と基金の積み戻しなどがございます。その財源としましては、地方交付税、教育債、基金繰入金等でございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費について申し上げます。

繰越明許費につきましては、2款総務費を初め11款災害復旧費までの15事業で、総

額18億2,449万3,000円となります。大きなものとしましては、新庁舎建設事業で3億9,419万7,000円、それと国の第3次補正によります大俣小学校と阿波中学校の施設整備事業で9億2,619万8,000円などであります。繰り越しの主な理由としましては、年度末での国の3次補正の活用と用地交渉に不測の期間を要するなど、事業ごとに理由は異なりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、次のページ、7ページお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正につきまして、1、追加分でございます。吉野地域福祉センター指定管理委託料を初め、7つの指定管理委託料です。期間につきましては、いずれも平成24年度から26年度までの3カ年となります。限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次、2番目の変更分についてです。

新庁舎建設基本・実施設計業務委託料で「1億5,000万円」から、請け差によりまして、「1億2,000万円」に変更するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページです。

第4表地方債補正で、1番目として、変更分でございます。総務債の庁舎等施設整備事業債を初め6つの起債で、限度額が計「7億1,860万円」を、5億430万円追加しまして、補正後の額が「12億2,290万円」に変更するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページです。

歳入歳出補正予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

1点目、総括で、まず歳入です。主なものを説明させていただきます。

1番目の1款市税で、補正額7,680万円、10款地方交付税で10億1,643万9,000円、1つ飛びまして、14款国庫支出金で1億6,952万円、2つ飛びまして、18款繰入金で1億8,200万円、20款の諸収入で1億2,850万9,000円、21款市債で5億430万円で、歳入合計、補正前の額が191億2,130万円、補正額20億6,900万円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。12ページです。

次に、歳入です。下のほうから4つ目、大きなものだけ申し上げます。

10款の教育費で、補正額9億823万4,000円です。1つ飛びまして、13款諸支出金で、補正額11億9,453万8,000円です。歳出合計、補正前の額が191億2,130万円で、補正額20億6,900万円となります。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

14ページ上のほうからです。ここからは、歳入で詳細を申し上げます。

中ほどで、10款の地方交付税でございます。補正額が10億1,643万9,000円で、右の説明欄を見ていただきたいのですが、内訳としまして、普通交付税で6億8,843万9,000円で、今年度の普通交付税額すべてを予算化したこととなります。あと、特別交付税で3億2,800万円でございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページの上です。14款国庫支出金のうち、10目の教育費国庫補助金で、補正額1億8,209万3,000円です。内訳は、右の説明欄で、小学校の学校施設改善交付金で4,622万4,000円、それと中学校の学校施設環境改善交付金で1億3,586万9,000円でございます。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

22ページ中ほどになります。18款繰入金のうち、1つ飛びまして、7目の教育施設整備基金繰入金で、補正額2億2,100万円です。その下、20款諸収入のうち、4目の雑入で補正額1億2,019万円です。主なものは、右の説明欄のほうで、中央広域環境施設組合返納金1億2,473万1,000円でございます。これは、中央美化センターの解体に伴うものでございます。

次、24ページ、25ページをお願いいたします。

24ページ、21款市債のうち、一番下のほうになります。10目の教育債で、補正額4億8,670万円です。これは、学校教育施設等整備事業債でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

30ページの上になります。3款の民生費のうち、1目社会福祉総務費で、補正額4,066万6,000円でございます。内訳のほうは、右のほうを見ていただきたいのですが、No.040の国民健康保険事業特別会計繰出金で4,494万円が主なものでございます。

続きまして、44ページ、45ページまで飛んでください。

44ページのほうをお願いいたします。

44ページ、10款の教育費のうち、2つ目のところで、3目の小学校施設整備事業費で、補正額1億8,311万6,000円でございます。右の説明欄で、申し上げます。これは、大俣小学校施設整備事業費で1億8,111万6,000円です。内容につきま

しては、設計監理委託料、工事費等でございます。

続きまして、中学校費の中で、3目の中学校施設整備事業費で、補正額7億4,108万2,000円でございます。これにつきましても、右の説明欄で下のほうになります。No.040の阿波中学校施設整備事業費で7億4,208万2,000円でございます。これにつきましては、設計監理委託料とか工事請負費でございます。

続きまして、48、49ページをお願いいたします。

48ページの中ほどになりますが、13款諸支出金のうち、1目の基金費で、補正額1億9,453万8,000円でございます。主なものとしましては、右のほうの説明欄で、財政調整基金積立金で6億7,472万6,000円です。内訳につきましては、このうち5億5,000万円は積み戻し分でございます。それと、先ほども説明しましたが、中央広域環境施設組合の返納金が1億2,400万円余り入っております。あと、減債基金積立金でございます、2億2,000万円。これにつきましては、全額積み戻し分でございます。それと、No.080の情報システム施設整備基金積立金で1億円でございます。

続きまして、51ページのほうを見ていただいたのですが、51ページになりますが、市庁舎建設基金積立金で1億円でございます。また、観光施設整備基金積立金で1億円を予定しております。

52ページ、次のページをお願いいたします。

52ページからは、補正予算給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

そして、54ページのほうをお願いいたします。54ページ、最終のページになります。

このページは、8ページの地方債補正の変更に基づき、調書を調製したものでございます。それで、一番右側の一番下を見ていただいたんですけども、当該年度末の現在高見込み額は203億1,260万8,000円と予想しております。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第2号について補足

説明をさせていただきます。

議案第2号平成23年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,460万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成24年2月29日提出。阿波市長。

7ページをお願いいたします。

今回の補正予算については、医療費の伸びによりまして、保険給付費などについての補正をお願いをするものでございます。

歳入につきましては、1款国民健康保険税の補正額が3,102万6,000円、3款国庫支出金の補正額が3,448万7,000円、4款療養給付費交付金の補正額が1,300万円、9款繰入金の補正額が4,494万円となっており、補正額の合計は1億2,345万3,000円で、補正後の歳入合計額は50億6,460万7,000円となっております。

なお、9款の繰入金の内訳としては、財政安定化支援事業繰入金が666万1,000円、その他一般会計繰入金が3,827万9,000円となっております。

次に、8ページ、歳出についてお願いいたします。

1款総務費の補正額が45万3,000円、2款保険給付費の補正額が1億2,300万円、補正額の合計は1億2,345万3,000円で、補正後の歳出合計額は50億6,460万7,000円となっております。

なお、保険給付費のうち、主なものとしては、一般被保険者療養給付費が1億1,000万円、退職被保険者等療養給付費が1,000万円の補正額となっております。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 議長の許可をいただきましたので、議案第3号について補足説明をさせていただきます。

平成23年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億175万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,010万2,000円とするものです。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費についてご説明申し上げます。

事業名は「介護報酬改定に伴うシステム改修事業」で、金額は565万8,000円をお願いしております。

次に、7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

歳入の主なものは、3款国庫支出金、補正額4,582万3,000円の減額、4款支払基金交付金、補正額4,355万1,000円の減額、5款県支出金2,671万4,000円の減額、8款繰入金1,433万5,000円、歳入合計の補正額が1億175万3,000円の減額で、計39億4,010万2,000円となっています。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出の主なものといたしまして、1款総務費で、補正額463万2,000円、2款保険給付費で、補正額1億461万9,000円の減額、5款地域支援事業費で、補正額400万4,000円の減額、7款諸支出金で223万8,000円です。歳出合計、補正額1億175万3,000円の減額で、39億4,010万2,000円となっております。補正の理由といたしましては、介護サービス、介護予防サービス給付費の減によるものです。

以上で議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） それでは、議案第4号について補足説明をさせていただきます。

一般会計予算書の1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

議案第4号と議案第5号を一括して説明させていただきます。

まず、議案第4号につきまして、平成24年度阿波市一般会計予算について。

平成24年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出166億3,840万円と定めるものとさせていただきます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用についてであります。

平成24年度の一般会計予算は、庁舎交流防災拠点施設建設関連事業は無論のこと、新規事業として学校、教育、子育て支援のハードとソフトの両面から展開していく事業、防災、減災の推進事業、また地域農業の安定と観光振興を推進する事業等の事業費を計上しております。予算規模は前年度より7億7,960万円、率にして4.5%減の166億3,840万円となっております。しかしながら、国の第3次補正による繰越予算、事業具体化に伴う補正も予想され、最終的には決算額は膨らむものと考えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページでございます。

第2表地方債です。総務債の臨時財政対策債を初め8つの起債で、限度額計11億5,980万円を予定しております。起債の方法につきましては、証書借り入れでございます。利率については5%以内、償還の方法は、借入先の融通条件によります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書で、増減の主なものを説明させていただきます。

総括で、まず歳入です。

1番目、1款の市税で31億6,362万4,000円で、前年度比2,266万7,

000円で、率にして0.7%の減、9つ飛びまして、10款の地方交付税で64億693万2,000円で、前年度比3,861万9,000円、率にして0.6%の減となっております。3つ飛びまして、14款国庫支出金で18億8,201万8,000円で、前年度比1億627万6,000円、率にして5.3%の減となっております。15款県支出金で9億3,413万4,000円で、3,027万9,000円、率にして3.1%の減となっております。2つ飛びまして、18款繰入金で13億8,733万円で、前年度比1億9,332万5,000円で、率にして16.2%の増となっております。20款諸収入で2億2,121万6,000円で、4,043万円、率にして22.4%の増、21款市債で11億5,980万円で、前年度比8億230万円、率にして40.9%の減となっております。歳入合計ですが、166億3,840万円で、前年度比7億7,970万円、率にして4.5%の減となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出です。

2つ飛びまして、3款の民生費で63億6,692万6,000円、前年度比4,110万6,000円、率にして0.6%の増、4款衛生費で17億9,901万9,000円で、前年度比1億3,363万1,000円、率にして8%の増、5款労働費で1,481万6,000円で、前年度比5,676万6,000円、率にして79.3%の減となっております。1つ飛びまして、7款の商工費で1億1,844万5,000円で、前年度比7,299万3,000円、率にして38.1%の減となっております。8款の土木費で12億4,379万5,000円で、前年度比1億5,408万4,000円、率にして14.1%の増となっております。9款消防費5億7,911万4,000円で、前年度比3億6,073万4,000円、率にして38.4%の減となっております。2つ飛びまして、12款公債費で20億5,894万6,000円で、前年度比1億4,979万円の減、率にして0.6%の減となっております。13款諸支出金で1億2,425万7,000円で、前年度比4億9,345万3,000円、率にして79.9%の減となっております。歳出合計ですが、166億3,840万円でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

12ページ上のほうになりますが、ここからは歳入となります。主なものを説明させていただきます。

市税のうち、1項の市民税の1目個人で10億9,487万1,000円です。前年度

比4, 299万円の増となっております。内訳につきましては、現年課税分で10億8, 448万2, 000円、滞納繰越分で1, 038万9, 000円となっております。

続きまして、固定資産税のほうへ移りまして、1目の固定資産税で16億4, 654万9, 000円で、前年度比7, 786万1, 000円の減となっております。これにつきましては、3年ごとの評価がえに伴うものでございます。内訳につきましては、現年課税分で16億2, 400万1, 000円、滞納繰越分で2, 254万8, 000円となっております。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

16ページ、下のほうになります。10款の地方交付税でございます。64億693万2, 000円でございます。内訳につきましては、右のほうで、普通交付税で62億1, 693万2, 000円、特別交付税で1億9, 000万円となっております。

続きまして、24ページ、25ページのほうをお願いいたします。

24ページ下のほうになります。14款国庫支出金のうち、3目の民生費国庫負担金で16億3, 990万円でございます。主なものにつきましては、右側のほうで下から2つ目になります、障害者自立支援給付費負担金で3億7, 471万円と、次の27ページのほうの上になりますが、子ども手当の負担金で4億1, 555万円、それと生活保護費負担金で7億3, 342万5, 000円でございます。

26ページの下で、8目の土木費国庫補助金で1億5, 358万2, 000円ですが、主なものは、右のほうで、社会資本整備総合交付金で1億2, 720万円でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

30ページの上のほうになりますが、15款の県支出金のうち、3目の民生費県負担金で5億4, 765万8, 000円でございます。内訳のほうは、右のページで上から2つ目になりますが、国庫基盤安定負担金で1億2, 697万3, 000円と障害者自立支援給付費負担金で1億8, 735万4, 000円、それと後期高齢者保険基盤安定負担金で1億2, 136万円、それと子ども手当負担金で8, 628万円が主なものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをお願いいたします。

40ページ中ほどよりちょっと上になります。18款の繰入金のうち、基金繰入金のうち、1目の財政調整基金繰入金で6億7, 473万1, 000円、2目の減債基金繰入金

で2億1,000万円、3目の一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金で3億5,819万円が主なものでございます。

続きまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

46ページ、21款市債のうち、2目の総務債で8億4,380万円でございます。内訳につきましては、臨時財政対策債で7億6,780万円、それと合併特例債7,600万円、これにつきましては、庁舎等施設整備事業の分でございます。8目の土木債で1億8,840万円でございます。これにつきましては、内訳は、右のほうで、合併特例事業債で8,050万円、それと道路新設改良事業債で5,170万円、辺地対策事業費で5,620万円でございます。続きまして、教育債の5,780万円につきましては、右のほうで一番下になりますが、主なものは、学校教育施設等整備事業債で2,640万円と、59ページのところで、合併特例債3,030万円につきましては、給食センターの施設等整備事業に係るものでございます。

続きまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

60ページ上のほうでございます。ここからは歳出となります。

なお、額は少額でも、新規事業につきましては、主なものを説明してみたいと思います。

一番上、9目の電子計算費で、右のほうでございます。真ん中よりも上になりますけれども、電子媒体集配保管委託料で43万4,000円、新規事業でございます。これにつきましては、大規模災害対策としまして、住民基本台帳とか戸籍データ等の重要データの保管のために行うものでございます。

続きまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

66ページ中ほどでございます。14目の庁舎建設費で9,812万円で、右のほうで、主なものでございますが、新庁舎建設地土質調査業務委託料で1,120万円、庁舎基本・実施設計業務委託料で8,000万円などが主なものでございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

79ページの上のほうでございます。民生費のうちの社会福祉総務費の中でNo.21、上から2番目でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金5億8,996万9,000円となっております。あと、2目の障害福祉費の9億1,769万9,000円でございますが、これにつきましては、右のページの中ほどでNo.26のところで、主なもの、障害者自立支援給付費で8億1,317万8,000円でございます。

続きまして、84ページでございます。

84ページ下のほうなんです、老人福祉総務費うちで、87ページを見ていただきたいと思います。87ページ中ほどでございます。No.16のところ、老人保護費の扶助費として1億4,232万円、それとNo.26のところ、介護保険特別会計繰出金で6億1,614万4,000円が主なものでございます。あと、2目の老人医療費のところ、右のほう、下から3つ目になりますが、主なものは、後期高齢者医療広域連合分賦金としまして5億1,672万5,000円でございます。それと、繰出金1億6,181万5,000円、これにつきましては、本市の後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

続きまして、91ページをお願いいたします。

91ページのところで、1目の児童福祉総務費の中で、No.41でございます。次世代育成支援対策費530万円のうち、ファミリー・サポート・センター委託料500万円を除いた30万円につきましては、これは新規事業でございまして、八幡地区幼・保連携施設整備事業のソフト面での事業費でございます。

それと、90ページの下になりますが、児童手当費9億5,263万3,000円の内訳でございますが、右のページ、子ども手当で5億9,354万円、それとNo.11の児童扶養手当費で1億5,909万3,000円が主なものでございます。

続きまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

98ページですが、真ん中よりも下になります。8目の幼・保連携施設整備事業費で2,775万円につきましては、新規事業で、八幡地区幼・保連携施設整備事業費のハード面の事業費でございます。

続きまして、次のページ、100ページ、101ページをお願いいたします。

100ページ中ほどよりもちょっと上になります。この扶助費につきましては、生活保護費でございます。内訳は、右のほうの扶助費のところ、9億7,790万円でございます。

続きまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

104ページ左上になりますが、3目の乳幼児等医療費1億5,164万円でございます。右の説明欄で主なものは、乳児医療の扶助費1億4,436万円でございます。

続きまして、107ページをお願いいたします。

107ページは、環境衛生費でございますが、上のほう、8行目上から、繰出金と書い

てあります。1億188万4,000円でございます。これは、農業集落排水事業の特別会計の繰出金でございます。それと、No.11の火葬場費で5,128万3,000円、それと一番下のほうになりますけども、住宅用太陽光発電システムの導入補助金、ことしも240万円予算化しております。

それと、108ページ、109ページをお願いいたします。

108ページ、1目の清掃総務費で10億3,313万9,000円でございますが、右のほうの説明欄で真ん中ぐらいになりますけども、主なものは、中央広域環境施設組合負担金としまして8億3,255万8,000円、それと、阿北環境整備組合負担金で8,598万6,000円でございます。

続きまして、112ページ、113ページをお願いいたします。

112ページ上のほうになりますが、3目のふるさと緊急雇用対策費で1,289万2,000円ですが、右の説明欄で2つ目のところに、やすらぎ空間づくり発信事業、先ほど市長が申し上げましたが764万6,000円、これにつきましては、観光事業でイベントの推進、植樹イベントの事務とか、インターネットを活用し、スマートフォン等で発信する事業でございます。観光協会に委託して実施されます。もう一つが、緊急雇用創出事業で、防災の分でございます、182万5,000円。これも新規でございます。地域防災力活性化推進事業としまして、木造の耐震化推進員を雇用するものでございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

117ページ下のほうになりますが、No.42で農地集積協力金事業費、これも新規でございます。金額は70万円でございます。中心となる経営単位に10年間農地を貸し付けし、離農者には協力金を交付するものでございます。それと、地域農業マスタープラン作成事業費で94万円、これも新規でございます。これは、新たな担い手育成を目的としたマスタープランを作成し、農業の将来像を示すものでございます。それと、下のほうから2つ目になりますが、新規就農総合事業支援事業費で782万7,000円でございます。これも新規でございます。これは、新規就農者を対象に、最長5年間給付金を支給し支援するものでございます。

続きまして、121ページをお願いいたします。

121ページ中ほどになりますが、1目の農地総務費の中で、ため池減災利活用計画策定事前調査委託料でございます。20万円でございます。これも新規でございます。内水被害を軽減するために、ため池を調整池として活用できるよう調査するものでございま

す。

続きまして、127ページをお願いいたします。

127ページ中ほどになりますが、7款の商工費の中で観光費でございます。これにつきましては、やすらぎ空間づくり発信事業としまして1,023万円でございます。ここにも書いてありますが、内容につきましては、やすらぎ空間整備計画委託料250万円とか、植栽につきましては工事費の中に入っておりますが、土柱から中央広域環境施設組合までに、もみじとかの植栽を行うものです。あと、新庁舎周辺を観光拠点とした計画を策定するものでございます。

続きまして、134ページ、5ページをお願いいたします。

134ページでございますが、左上になります。4目の地方道路整備事業費で2億7,307万6,000円でございます。内訳は、説明欄右のほうで、No.6のところ、地方道路整備事業費で2億3,372万3,000円、それと下のほうへ行きまして、No.11の狭隘道路拡幅整備事業費で100万円となっております。

続きまして、次のページ、136、137ページでございます。

6目の周辺対策事業費で3億6,719万円でございます。これにつきましては、主なものは、設計委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償金等でございます。

続きまして、138ページのほうをお願いいたします。

138ページ、住宅の管理費でございます。その中で、右のページ、下から2つ目でございますが、地域住宅支援事業費として5,028万3,000円でございます。これも新規でございます。市営住宅の長寿命化計画に基づき、防水工事、外壁塗装工事を行い、住環境の整備を行うものでございます。

続きまして、140ページ、141ページをお願いいたします。

140ページ、上のほうになりますが、2目の木造住宅耐震化支援事業費の中で、右のほうでございます。阿波市住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金で200万円、これも新規でございます。これは、県が実施している補助金に上乗せをして補助をするものでございます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

143ページ上のほうで、消防費の中で、徳島中央広域連合分賦金で4億3,258万1,000円がでございます。それと、3目の災害対策費で、右のほう、説明欄上から4つ目になりますが、臨時賃金194万3,000円でございます。これも新規となります。

地域防災力活性化推進事業として、自主防災組織の育成の推進員を雇用するものでございます。それと、下のほうから4つ目でございます、防災マップ作成委託料で571万2,000円。これも新規でございます。それと、災害用井戸水等検査業務委託料で74万円、これにつきましても新規でございます。これは、井戸約80カ所の水質検査を行い、災害時に利用できるかを調査するものでございます。

続きまして、145ページをお願いいたします。

145ページ、上から2つ目になりますが、備品購入費。この中で、1,056万5,000円のうち856万6,000円につきまして、新規事業でございます。これは、被災者支援備蓄事業としまして、大規模災害時に必要な備蓄品を整備するものでございます。3年間予定しております。

続きまして、158ページをお願いいたします。158ページでございます。

10款の教育費の中で、3目小学校施設整備費で2,800万円でございます。これにつきましては、林小学校を初め4校の施設整備の設計監理費でございます。

続きまして、187ページをお願いいたします。187ページでございます。

ここでは、学校給食費の中で、下のほうになりますが、No.26の給食センター新築事業費で4,247万7,000円。新規の事業で、これはハード面でございます。それと、No.31の地産地消推進事業費としまして358万3,000円、新規でございます。これは、ソフト面でございます。この内容につきましては、学校給食センターへ市内の農産物を食材として安定供給できる体制の構築を図るものでございます。

続きまして、194ページでございます。

194ページからは、給与費の明細書となっております。後ほどごらんいただけたらと思います。

続きまして、200ページをお願いいたします。

200ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。これにつきましても、後ほどごらんいただけたらと思います。

最終のページになります、202ページでございます。

このページにつきましては、地方債に関する調書でございます。それで、一番右側の一番下のところの段を見ていただきたいわけでございますが、当該年度末の現在高の見込み額につきましては、197億854万6,000円と予想しております。

次は、議案第5号でございますが、特別会計の予算書をごらんいただけたらと思いま

す。

特別会計予算書の一番最初にあります1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

議案第5号平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算につきまして説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,683万8,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳入歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、款項に計上している予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の項の間の流用についてでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページ、主なものを説明させていただきます。

歳入です。

1款の財産収入のうち、1目の財産貸付収入383万7,000円でございますが、これは土地貸付収入でございます。2款の繰越金でございますが、1,300万円でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の管理費のうち、1目の一般管理費387万3,000円でございますが、主なものは、扶助費200万円でございます。それと、2款の事業費のうち、1目の事業費で1,000万円、これにつきましては委託料で1,000万円でございます。

非常に長くなりましたが、議案第4号と議案第5号の補足説明をさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田 正君） 暫時休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き再開いたします。

井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、市民部所管の議案第6号から議案第10号についての補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第6号について、国保の予算書1ページをよろしくお願いたします。

議案第6号平成24年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億2,988万3,000円と定める。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、主なものを説明させていただきます。

歳入について、本年度予算額として、1款国民健康保険税9億658万5,000円、3款国庫支出金13億3,857万8,000円、4款療養給付費交付金3億6,257万7,000円、5款前期高齢者交付金8億6,937万7,000円、6款県支出金3億395万4,000円、7款共同事業費交付金8億3,430万2,000円、9款繰入金5億8,996万9,000円となっております。歳入合計額は52億2,988万3,000円で、前年度に比べまして4億2,988万4,000円の増額となっております。

なお、繰入金のうち、その他一般会計繰入金として2億3,645万2,000円を計上させていただいております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきまして、本年度予算額として、1款総務費8,979万8,000円、2款保険給付費34億5,894万7,000円、3款後期高齢者支援金等5億3,166万5,000円、6款介護納付金2億6,716万6,000円、7款共同事業拠出金8億3,430万5,000円、8款保健事業費3,853万1,000円となっており、歳出合計につきましては52億2,988万3,000円で、前年度に比べまして4億2,988万4,000円の増となっております。増額の要因につきましては、医療費の伸びによる保険給付費や後期高齢者支援費、介護納付金などについての増加となっております。

次に、議案第7号について説明をさせていただきます。

後期高齢者予算書をお願いいたします。

議案第7号平成24年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,526万1,000円と定める。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、主なものを説明させていただきます。

歳入についてでございます。

本年度予算額として、1款後期高齢者医療保険料2億6,144万1,000円、4款繰入金1億6,181万5,000円、6款諸収入150万5,000円で、歳入合計は4億2,526万1,000円となっております。前年度に比べて5,309万5,000円の増額となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

本年度予算額として、2款後期高齢者医療広域連合納付金4億2,325万7,000円、3款諸支出金150万2,000円で、歳出合計は4億2,526万1,000円となっており、前年度に比べまして5,309万5,000円の増額となっております。この後期高齢者医療につきましても、医療費の伸びなどに対応するため、平成24年度に保険料が改定されることとなっております、歳入歳出とも増額となっております。

次に、議案第8号について説明をさせていただきます。

農業集落排水特別会計をお願いいたします。

議案第8号平成24年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,285万3,000円と定める。

6ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

歳入につきまして、本年度予算額として、1款分担金250万2,000円、2款使用料及び手数料1,295万2,000円、3款国庫支出金210万円、5款繰入金1億188万4,000円、8款市債210万円となっております。歳入合計は1億2,285

万3,000円で、前年度に比べまして3,351万円の減額となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきまして、本年度予算額として、2款事業費4,705万2,000円、3款公債費7,488万1,000円で、歳出合計は1億2,285万3,000円となっております。前年度に比べて3,351万円の減額となっておりますが、これは平成22年度より実施をしております農業集落排水機能強化事業の減少によるものでございます。

次に、議案第9号について説明をさせていただきます。

公共下水道特別会計予算書をお願いいたします。

議案第9号平成24年度阿波市の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115万円と定める。

6ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入について、5款繰入金が115万円となっておりますして、歳入合計も115万円で、前年度と同額となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましても、2款公債費が115万円となっておりますして、歳出合計も115万円で、前年度と同額となっております。この特別会計につきましては、起債の償還分のみ予算となっておりますして、起債の償還については、平成24年度で終了となる予定となっております。

次に、議案第10号について補足説明をさせていただきます。

住宅新築資金について、よろしくをお願いいたします。

議案第10号平成24年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216万円と定める。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、主なものを説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、2款諸収入が188万6,000円となっており、歳入合計は215万円で、前年度に比べまして379万2,000円の減額となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款公債費が189万2,000円となっており、歳出合計につきましても216万円で、前年度に比べ379万2,000円の減額となっております。この会計につきましては、起債の償還額が減少しているため減額予算となっております。

以上、議案第6号から議案第10号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 議長の許可をいただきました。

議案第11号について、補足説明をさせていただきます。

平成24年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億6,637万2,000円と定めるものです。

6ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、1款介護保険料6億7,925万3,000円、3款国庫支出金10億1,537万8,000円、4款支払基金交付金10億9,625万9,000円、5款県支出金5億5,594万3,000円、飛びまして、8款繰入金6億1,614万3,000円、歳入合計39億6,637万2,000円で、右の欄で、前年度に比べまして1億1,111万1,000円の増額となっております。

次に、8ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費で1億3,169万6,000円、2款保険給付費37億6,701万2,000円、5款地域支援事業費4,926万9,000円、歳出合計39億6,637万2,000円。

介護保険につきましては、要介護、要支援、認定保険者が約2,600名で、その方々がそれぞれの居宅サービス、地域密着サービス、施設サービス等の介護予防サービスを利用するための予算を組んでいます。

以上で議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 続きまして、議案第12号平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528万2,000円と定めるもの

でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書をお願いします。

主なものについて説明させていただきます。

歳入予算でございますが、2款使用料及び手数料163万円です。4款繰入金330万円、5款繰越金34万8,000円で、歳入合計528万2,000円でございます。前年度対比で223万3,000円の増でございます。

次に、8ページ、9ページ、歳出でございます。

1款総務費40万9,000円、2款施設費486万3,000円、予備費1万円でございます。歳出合計は528万2,000円でございます。

伊沢谷簡易水道につきましては、計画戸数が80戸でございましたが、現在給水戸数55戸と、毎年減少を続けております。また、この施設は、昭和56年に建設したもので、最近有水率が55%と悪化しております。このために、送配水管の調査を24年度に実施をしたいと思っております。調査結果に基づきまして改善していきたいと考えております。

次に、議案第13号平成24年度阿波市水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成24年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数1万4,210戸、年間総給水量487万4,030立方メートルでございます。主な建設改良事業費につきましては、配水施設事業について1億8,500万円を定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予算でございますが、収入で、第1款水道事業収益6億4,772万6,000円です。内訳につきましては、第1項営業収益6億3,389万6,000円、第2項営業外収益1,382万9,000円、第3項特別利益1,000円でございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用でございます6億4,336万2,000円です。内訳といたしましては、第1項営業費用でございます5億5,586万2,000円、第2項営業外費用でございます6,750万円、第3項特別損失1,000万円、第4項予備費1,000万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入で、第1款資本的収入は1億505万5,000円です。内訳でございますが、第1項出資金225万5,000円、第2項工事負担金280万円、第3項企業債1億円でございます。

支出では、第1款資本的支出として3億5,714万5,000円、内訳といたしましては、第1項建設改良費2億230万1,000円、第2項企業債償還金1億5,484万4,000円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億5,209万円は、当年度消費税資本的収支調整額900万円、当年度損益勘定留保資金2億1,627万9,000円及び建設改良積立金2,681万1,000円で補てんするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為でございます。債務負担行為をすることができる事項につきましては、水道事業用コンピューター及びシステム料でございます。期間は、平成23年から27年度までです。限度額は2,412万9,000円と定めるものでございます。

第6条、企業債では、起債の借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の金額を流用することができるのは、営業費用、営業外費用、特別損失と定めるものでございます。

第8条、議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費9,699万6,000円と定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金を受ける金額は1,306万9,000円と定めるものでございます。

続きまして、第10条、たな卸資産購入限度額につきましては1,000万円と定めるものでございます。

以上で議案第12号、第13号の予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） それでは、議案第14号、議案第15号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第14号でございます。阿波市ふるさと応援基金条例の制定についてです。

平成20年の地方税法改正によりふるさと納税制度が導入され、本市にも今年度までの

4年間で644万円の寄附金が募られ、さまざまな事業の財源として寄附者の思いを尊重しながら有効活用してまいりました。

現在は、寄附金の納付年度で事業をすべて完了しておりますが、今後将来に向け基金の運用を可能にすることにより、翌年度以降の事業の財源として寄附金を活用することにより、ふるさと納税のより一層の有効活用が図られることを目的とし基金条例を制定するものでございます。

条例の構成につきましては、第1条の目的から第2条寄附金の使途指定など、10条まで定められております。

公布の日から施行となります。

続きまして、議案第15号について説明させていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

所管は4つの課になります。まとめて、総務のほうで説明させていただきます。

いわゆる地域主権の一括法による改正に伴うものでございます。

第1条につきましては、阿波市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の附則第5条が削除されたことに伴う条例の一部改正でございます。主な改正内容としましては、附則第5条は、自治体の国等への寄附に係る関与を制限しておりましたが、それが削除されましたので、国を対象に加えるものでございます。

公布の日から施行となります。

第2条につきましては、阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、略して廃掃法、第6条第2項第6号のその他の廃棄物の処理に関する必要事項が削除されたことに伴う条例の一部改正でございます。主な改正内容としましては、廃掃法の第6条第2項第6号が削除されましたので、本市においても、同様に条例第10条第1項中第6号を削除するものです。

公布の日から施行となります。

第3条につきましては、阿波市立図書館条例の一部改正でございます。図書館法の第15条第6条が改正され、図書館協議会の選出枠が削除され、委員の任命の基準は自治体の条例で定めることになり、阿波市立図書館条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容としましては、阿波市立図書館条例第10条に第2項を追加し、図書館協議会委

員の任命、委員の要件等を明記したものでございます。

第4条につきましては、阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、阿波市営住宅の入居者の資格について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容としましては、公営住宅の入居者資格要件、つまり同居親族が廃止されましても、本市におきましては、引き続き同居親族を入居者資格要件とするための改正でございます。主なところは、そういったことでございます。

原則、平成24年4月1日施行となります。

以上、議案第14号と15号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、市民部所管の議案第16号から議案第18号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号阿波市税条例の一部改正について。

阿波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月29日提出。阿波市長。

今回の条例改正につきましては、昨年の12月に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、また東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、また地方税法等の一部を改正する法律などが公布されたことに伴いまして条例改正をお願いするものでございます。

主な改正内容といたしましては、1点目として、市たばこ税の税額につきまして、旧三級品以外の製造たばこについては、1,000本につき現行「4,618円」が「5,262円」に、旧三級品の製造たばこについては、1,000本につき現行「2,190円」が「2,495円」となります。

2点目といたしまして、退職所得に係る個人住民税について10%の税額控除の特例が廃止されます。

3点目として、東日本大震災に係る雑損控除額の特例を見直し、平成23年度以降でも特例を受けることができるようになります。

4点目として、東日本大震災からの復興を図ることを目的として全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置といたしまして、平成26年度から35年度までの間、個人市民税の均等割額が、現行の「3,000円」から「3,500円」となります。

なお、施行期日につきましては公布の日から、ただし退職所得に係る個人住民税の見直しは平成25年1月1日から、また市たばこ税の税額見直しは平成25年4月1日からとなります。

次に、議案第17号についてお願いをいたします。

議案第17号阿波市手数料徴収条例の一部改正について。

阿波市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月29日提出。阿波市長。

今回の条例改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、みずから阿波市資源ごみ分別処理施設へ搬入するごみの処理手数料を定めるものでございます。

吉野川市川島町にあります中央美化センターが、平成24年度に解体される予定となっております。これに伴い、これまで一般廃棄物収集運搬業の許可業者が搬入していた空き瓶などの破碎ごみについて、本年4月より各構成市町で搬入されることとなります。このため、今まで中央広域環境施設組合が許可業者から徴収しておりましたごみ処理手数料を市で徴収するため、手数料徴収条例の改正をお願いするものでございます。

手数料につきましては、0.5トンまでが3,150円、0.5トンを超え1トンまでが6,300円、1トンを超える場合については、6,300円に1トンまでを増すごとに6,300円を加算した額となっております。

なお、施行期日については、公布の日からとなっております。

次に、議案第18号をお願いいたします。

議案第18号阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について。

阿波市墓地、埋葬等に関する条例を次のように定める。

平成24年2月29日提出。阿波市長。

今回の条例制定につきましては、昨年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、墓地、埋葬等に関する法律の一部も改正され、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許

可、許可の取り消し、その他の監督権限が都道府県知事からすべての市の市長及び特別区の区長へ移譲されることとなりました。このため、移譲先の市におきましては、平成24年4月1日から施行できますよう墓地、埋葬等に関する法律施行の条例をあらかじめ制定しておく必要があり、本市におきましても今回の条例制定をお願いするものでございます。

主な内容といたしまして、第12条においては、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により許可をする際の墓地、納骨堂、火葬場の構造設備の基準を定めております。また、第3条におきましては、墓地、納骨堂、火葬場の新設または変更の工事の完了届け出について定めております。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からとなっております。

以上、議案第16号から議案第18号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 議長の許可をいただきましたので、議案第19号、議案第20号、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正について。

阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

主な改正点は、第2条で保険料率の改正です。

第2条、平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とするということで、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げるものの保険料を年額「3万1,800円」から、一番下、第6号に掲げる年額「9万5,500円」にそれぞれ改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

続いて、議案第20号阿波市立保育所条例の一部改正について。

阿波市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるということで、主な改正点は、まず題名を「阿波市立保育所設置及び管理に関する条例」とするものです。

第2条を次のように改めるということで、第7条、保育所の管理は地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定する者に行わせることができる。

次に、本則に次の各条を加えるというもので、第8条には、指定管理者が行う業務につ

いて定めます。

第9条には、指定管理者が行う管理基準について定めます。

第10条には、指定管理者の指定の手續等について定めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で議案第19号、議案第20号の補足説明といたします。ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 暫時休憩いたします。

午後0時26分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き再開いたします。

田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 議長の許可をいただきましたので、議案第21号、第22号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第21号集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月29日提出。阿波市長野崎國勝。

今回、この条例の一部改正をお願いいたしましたのは、県道志度山川線の改良工事に伴いまして、阿波町東原にあります阿波一徳構造改善センターが県道用地にかかりました。旧の施設につきましては解体し、隣接地に新しい施設を建築をいたしました。

それで、旧施設につきましては、補助事業で建設しておりましたが、新設につきましては、補助事業との関連がなくなりましたので、条例の題名の変更をいたしました。また、新たな場所に建築したということで、施設の位置についても変更をいたしました。

それで、改正の内容についてですが、議案の中ごろ、題名を次のように改めるというふうなことで、「阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例」といたしました。それで、第1条で、補助事業でなくなりましたので、「集落農業構造改善事業」という文言を削りました。それで、第3条によりまして、施設の位置が変わりましたので、位置を「阿波市阿波町東原45番地の4」を「阿波市阿波町東原47番地の5」に改めたものであります。

この条例につきましては、公布の日から施行するをいたしております。

続きまして、議案第22号について補足説明とさせていただきます。

阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について。

阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月29日提出。阿波市長野崎國勝。

この条例につきましては、土柱休養村温泉につきましては今年度1年間休館し、施設の改修を行っております。

改修につきましては、阿波市土柱自然休養村管理センターは解体し撤去をいたしまして、また阿波市土柱休養村温泉については改修工事を行ったということでございます。

それで、土柱休養村温泉につきましては、平成24年4月1日から新たな指定管理者により、名称も変更し、管理運営を行ってまいります。よって、同施設の設置及び管理に関する条例について、名称の変更等大幅な改正が必要となりましたので、全部改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、議案書の中ごろでございます。条例の名称を土柱休養村センターの設置及び管理のに関する条例とさせていただきます。

それで、第2条で、名称及び位置ということで、土柱休養村センターの名称及び位置は次のとおりとするということで、名称は土柱休養村センター、位置につきましては阿波市阿波町北正広205番地の1といたしております。

それと、次のページをお願いいたします。

第4条で、指定管理者の業務についてですが、指定管理者が行う業務は次のとおりとするということで、(1) 温浴施設の提供、(2) 飲食の提供、(3) その他休養村センターの設置及び目的を達成するために必要な事業といたしております。

それと、第6条で、利用時間及び休館日ということで、利用時間は午前10時から午後10時までとする、休館日は毎週木曜日とするをいたしております。

利用料金につきましては、第7条によりまして、第2項、料金の額は別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長が承認を得て、指定管理者が定めるものとするをいたしております。

それで、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行するをいたしております。

す。

以上、議案第21号、第22号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 続きますして、議案第23号の補足説明をさせていただきます。

阿波市奨学金交付条例の一部改正でございます。

阿波市奨学金交付条例の一部を次のように改正するというので、第4条第1項中の「8,000円」を「4,000円」に改めるといたしております。

これにつきましては、高等学校の授業料無償化に伴いまして保護者の負担が軽減されましたので、高等学校等の奨学金の額について減額するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するというのでございます。

以上、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 議案第24号の補足説明をさせていただきます。

議案第24号阿波市国土利用計画について。

阿波市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき策定するものです。

本市の区域における国土の利用に関し必要な事項を定めるものであり、全国の区域を定める国土の利用に関する計画（全国計画）及び徳島県の区域について定める国土の利用に関する計画（県計画）を基本として、かつ第1次阿波市総合計画基本構想に即して策定するものでございます。

その構成は、第1として、市土、阿波市の土地（市土）の利用に関する基本構想について、第2としまして、市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要について、第3として、第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要についてから成っております。

以上、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 議長の許可をいただきましたので、議案第25号から議案第33号まで補足説明をさせていただきます。

議案第 25 号吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称が吉野地域福祉センター、指定管理者が阿波市市場町興崎字北分 60 番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長宮根正典、指定の期間、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

次、議案第 26 号市場老人福祉センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の名称は市場老人福祉センター、指定管理者は阿波市市場町興崎字北分 60 番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長宮根正典、指定の期間が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

次に、議案第 27 号市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について。

次の施設に指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の名称は市場高齢者共同生活施設、2 番目に指定管理者として阿波市市場町日開谷字野田原 33 番地 7、特定非営利活動法人阿波市めだかの学校理事長松永玉子、指定の期間が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

次に、議案第 28 号市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めます。

施設の名称が市場高齢者共用施設、指定管理者が阿波市市場町日開谷字野田原 33 番地 7、特定非営利活動法人阿波市めだかの学校理事長松永玉子、指定の期間が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

次に、議案第 29 号土成保健センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めます。

施設の名称が土成保健センター、指定管理者が阿波市市場町興崎字北分 60 番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長宮根正典、指定の期間が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

次に、議案第30号阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の名称が阿波健康福祉センター、指定管理者が阿波市市場町興崎字北分60番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長宮根正典、指定の期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までです。

次に、議案第31号阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の名称が阿波市立市場児童センター、指定管理者、阿波市市場町興崎字北分60番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長宮根正典、指定の期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までです。

次に、議案第32号阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称が阿波市立八幡児童館、指定管理者が阿波市市場町興崎字北分60番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長宮根正典、指定の期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日。

議案第33号阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称が阿波市立大俣児童館、指定管理者が阿波市市場町興崎字北分60番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長宮根正典、指定の期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までです。

以上で議案第25号から議案第33号までの説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） 議長の許可をいただきましたので、議案第34号、第35号について補足説明をさせていただきます。

議案第34号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求める。

平成24年2月29日。阿波市長。

道路の種類については、その他市道で3路線、阿波、市場、土成、それぞれ1路線です。これは、道路の新設に伴う認定でございます。

続きまして、議案第35号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求める。

平成24年2月29日。阿波市長。

この議案につきましては、市場4路線、吉野2路線の改良により起終点の変更に伴う認定でございます。

以上、第34号、第35号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 続きまして、議案第36号の補足説明をさせていただきます。

きょう追加提案させていただいた分でございます。

議案第36号第1次阿波市総合計画基本構想の変更について。

市の特性、資源を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、平成18年度に基本構想と前期基本構想から成る第1次阿波市総合計画「私の未来プラン」を策定しました。しかし、策定計画後、およそ5年を経過した今日、少子・高齢化の急速な進行、地方産業、経済の低迷、さらには地域主権の進展など、自治体を取り巻く情勢は大きく変化してきました。人口の目標につきましても、計画策定から5年が経過し、平成22年実施の国勢調査では3万9,247人で、当初の人口目標を下回る結果となっております。また、平成22年の国勢調査をもとに人口推移を予測したところ、平成28年度では3万6,000人台前半程度となることを見込まれ、当初の4万1,000人の人口目標から大きくかけ離れており、人口推移、土地利用の状況等を総合的に勘案しながら、また阿波市総合計画審議会より答申を受けて、第1次阿波市総合計画基本構想の中の平成28年度の総人口の目標を3万7,000人に変更するものでございます。

主な改正内容ですが、第2章の人口の目標と土地利用の方向の中の1点目、人口の目標

を「平成28年度の総人口の目標を4万1,000人と設定します」を「平成28年度の総人口の目標を3万7,000人と設定します」に変更するものでございます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田 正君） 以上で説明が終わりました。

~~~~~

**日程第40 請願第1号 阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を  
求める請願**

○議長（吉田 正君） 次に、日程第40、請願第1号阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求める請願を議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、7日午前10時より代表質問、一般質問であります。本日はこれをもって散会いたします。

午後1時47分 散会